

ID: 3049

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	登録票の再交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第6項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【根拠条文】 (飼養の登録) 第19条 6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第3項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日